

地域包括支援センター設置法人代表者 様
 指定介護予防支援事業所 管理者 様
 指定居宅介護支援事業運営法人 代表者 様
 指定居宅介護支援事業所 管理者 様

横浜市健康福祉局高齢在宅支援課長

令和6年4月介護報酬改定による介護予防支援費及び介護予防ケアマネジメント費の
 単位数変更及び原案作成委託料について（通知）

日頃から、横浜市の福祉保健行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

地域包括支援センターで行っている介護予防支援費及び介護予防ケアマネジメント費（以下「介護予防支援費等」という。）業務については、その業務の一部を指定居宅介護支援事業者に委託できることとなっており、そこで生じる原案作成委託料の支払いについては、地域包括支援センターにおける当該支払い事務の軽減を目的として、特定の金額においてのみ、神奈川県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）から直接委託先指定居宅介護支援事業所に委託料相当分の支払いを行っているところです。

このたび、令和6年4月介護報酬改定で「介護予防支援費」が438単位から「介護予防支援費（Ⅰ）」442単位に変更され、介護予防支援の指定事業者の拡大により、介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業所が直接契約した場合の「介護予防支援費（Ⅱ）」が新設されました。また、「業務継続計画未実施減算」及び「高齢者虐待防止措置未実施減算」が新設されました。

併せて、「介護予防ケアマネジメント費」についても、438単位から442単位に変更し、「業務継続計画未実施減算」及び「高齢者虐待防止措置未実施減算」を新設します。

今回の変更に伴い、地域包括支援センターと居宅介護支援事業所間で締結している介護予防支援費等に関する委託契約について、変更契約の締結が必要な場合がありますので、必要に応じてご対応をお願いいたします。

また、委託元である地域包括支援センターから居宅介護支援事業所に申出があった場合には、御対応くださいますようお願いいたします。

1 単位数の変更について

令和6年3月まで		変更	令和6年4月から	
介護予防支援費	438単位	あり	介護予防支援費（Ⅰ）	442単位
			介護予防支援費（Ⅱ）	472単位
業務継続計画未実施減算	(-)	新設	業務継続計画未実施減算	4単位
高齢者虐待防止措置未実施減算	(-)	新設	高齢者虐待防止措置未実施減算	4単位
初回加算	300単位	なし	初期加算	300単位
委託連携加算	300単位	なし	委託連携加算	300単位
介護予防ケアマネジメント(A)	438単位	あり	介護予防ケアマネジメント(A)	442単位
介護予防ケアマネジメント(C)	438単位	あり	介護予防ケアマネジメント(C)	442単位

※業務継続計画未実施減算については、令和7年4月から適用されます。

2 横浜市における業務委託の割合と金額について

(1) 国保連からの支払金額一覧

◆令和6年4月から

	支払先	
	委託先 居宅介護支援事業者 上段：改定後 下段：(改定前)	地域包括支援センター 上段：改定後 下段：(改定前)
1 介護予防支援費(I)又は介護予防ケアマネジメントA(442)のみ	4,325円 (4,285円) -(4,295円)-	590円 (585円) -(586円)-
2 介護予防支援費(I)又は介護予防ケアマネジメントA(442)+初回加算又は委託連携加算(300)の場合	7,260円 (7,220円) -(7,230円)-	991円 (986円) -(987円)-
3 介護予防支援費(I)又は介護予防ケアマネジメントA(442)+初回加算(300)+委託連携加算(300)の場合	10,195円 (10,155円) -(10,165円)-	1,392円 (1,387円)
4 高齢者虐待防止措置未実施減算(又は業務継続計画未実施減算)の適用を受ける場合		
介護予防支援費(I)又は介護予防ケアマネジメントA(442)+減算(-4)の場合	4,287円 (-円)	584円 (-円)
介護予防支援費(I)又は介護予防ケアマネジメントA(442)+初回加算又は委託連携加算(300)+減算(-4)の場合	7,222円 (-円)	985円 (-円)
介護予防支援費(I)又は介護予防ケアマネジメントA(442)+初回加算(300)+委託連携加算(300)+減算(-4)の場合	10,157円 (-円)	1,386円 (-円)

(2) 考え方

介護予防支援費等に係る業務のうち、国が指定居宅介護支援事業者に委託可能とした業務全てを委託した場合、当該委託の割合は全体の**8割**に相当するものと考えます。

委託先の指定居宅介護支援事業者には、8割+消費税10%にあたる金額、地域包括支援センターには、総額から委託先の事業者を支払われる金額を除いた金額が支払われます。

(3) 算出方法

別紙「委託料金額の算出方法」参照

<注意>

国保連から直接、委託先居宅介護支援事業者に委託料の支払いが行えるのは、次の条件を満たす場合のみです。(支払金額以外は従前の取り扱いと変更はありません。)

- ① 委託先居宅介護支援事業者の所在地が神奈川県内にある。
- ② 消費税込みの原案作成委託料が上記に記載した「(1)支払金額一覧」のとおりである。
- ③ 地域包括支援センターは委託先居宅介護支援事業者と代理受領委任契約を結び、代理受領委任状を提出する。

3 添付資料

(別紙)委託料金額の算出方法

担当 健康福祉局高齢在宅支援課 柏田、小泉、望月
電話：045-671-2405 FAX：045-550-3612
メール kf-yoboucm@city.yokohama.jp

今回の報酬改定で、介護予防支援費及び介護予防ケアマネジメント費が「438単位」から「442単位」に改定されます。

委託先の指定居宅介護支援事業者へは、「介護予防支援費（I）」、「介護予防ケアマネジメント費A」、「初回加算」、「委託連携加算」、「業務継続計画未実施減算」及び「高齢者虐待防止措置未実施減算」のそれぞれのサービス単価に地域単価（11.12円）及び委託率（80%＋消費税10%）を乗じた金額が支払われます。

＜令和6年4月からの算出方法＞

- 報酬金額：（介護予防支援費×地域単価）又は（介護予防ケアマネジメント費A×地域単価）
 ＋（初回加算×地域単価）＋（委託連携加算×地域単価）
 ＋（業務継続計画未実施減算×地域単価）＋（高齢者虐待防止措置未実施減算×地域単価）
 ※端数処理は地域単価を乗じた時点で小数点以下切捨て
- 委託先の指定居宅介護支援事業者へ支払われる金額（以下、「委託先：」）
 委託先：（介護予防支援費×地域単価×委託率）又は（介護予防ケアマネジメント費A×地域単価×委託率）
 ＋（初回加算×地域単価×委託率）＋（委託連携加算×地域単価×委託率）＋（業務継続計画未実施減算×地域単価×委託率）
 ＋（高齢者虐待防止措置未実施減算×地域単価×委託率）
 ※端数処理は地域単価を乗じた時点と委託率を乗じた時点で小数点以下切捨て
- 地域包括支援センターに支払われる金額（以下、「委託元包括：」）
 委託元包括：報酬金額－委託先の指定居宅介護支援事業者へ支払われる金額
- ①介護予防支援費（I）又は介護予防ケアマネジメント費（A）（442単位）
 442単位×11.12円／単位＝4,915.04円 → **4,915円**（小数点以下切捨て）
 委託先：4,915円×80%×1.1＝4,325.20円 → **4,325円**（小数点以下切捨て）
- ②初回加算（300単位）又は委託連携加算（300単位）
 300単位×11.12円／単位＝3,336.00円 → **3,336円**
 委託先：3,336円×80%×1.1＝2,935.68円 → **2,935円**（小数点以下切捨て）
- ③高齢者虐待防止措置未実施減算又は業務継続計画未実施減算
 4単位×11.12円／単位＝44.48円 → **44円減算**
 委託先：44円×80%×1.1＝38.72円 → **38円減算**（小数点以下切捨て）

<p>1 介護予防支援費（I）又は介護予防ケアマネジメント費Aのみ</p> <p>①4,915円 → 4,915円 委託先：①4,325円 → 4,325円 委託元包括：4,915円－4,325円＝ 590円</p>
<p>2 介護予防支援費（I）又は介護予防ケアマネジメント費A＋初回加算又は委託連携加算</p> <p>①4,915円＋②3,336円＝ 8,251円 委託先：①4,325円＋②2,935円＝ 7,260円 委託元包括：8,251円－7,260円＝ 991円</p>
<p>3 介護予防支援費（I）又は介護予防ケアマネジメント費A＋初回加算＋委託連携加算</p> <p>①4,915円＋②3,336円＋②3,336円＝ 11,587円 委託先：①4,325円＋②2,935円＋②2,935円＝ 10,195円 委託元包括：11,587円－10,195円＝ 1,392円</p>
<p>4 高齢者虐待防止措置未実施減算（又は業務継続計画未実施減算）の適用を受ける場合</p> <p>（1）介護予防支援費（I）又は介護予防ケアマネジメント費Aのみで減算</p> <p>①4,915円＋③44円減算＝4,871円 → 4,871円 委託先：①4,325円＋③38円減算＝4,287円 → 4,287円 委託元包括：4,871円－4,287円＝ 584円</p> <p>（2）介護予防支援費（I）又は介護予防ケアマネジメント費A＋初回加算又は委託連携加算＋減算</p> <p>①4,915円＋②3,336円＋③44円減算＝ 8,207円 委託先：①4,325円＋②2,935円＋③38円減算＝ 7,222円 委託元包括：8,207円－7,222円＝ 985円</p> <p>（3）介護予防支援費（I）又は介護予防ケアマネジメント費A＋初回加算＋委託連携加算＋減算</p> <p>①4,915円＋②3,336円＋②3,336円＋③44円減算＝ 11,543円 委託先：①4,325円＋②2,935円＋②2,935円＋③38円減算＝ 10,157円 委託元包括：11,534円－10,157円＝ 1,386円</p>

※業務継続計画未実施減算については、令和7年4月から適用されます。